

山形市地域おこし協力隊員募集要項
(新規就農者支援業務)

1 活動内容

山形市農業の担い手として、市の代表的な作物である、さくらんぼ栽培技術を習得し、また、新規就農の促進を図るため、主に以下の活動を実施していただきます。

- (1) さくらんぼ栽培を中心とした農業に関する知識・技術習得に関する業務
- (2) 山形市での新規就農促進に関する業務
- (3) 山形市の農業・新規就農等に関する情報の発信
- (4) 新規就農者確保に向けた課題やニーズ等の調査業務
- (5) その他、新規就農者確保や移住促進、本人が希望する活動で市長が必要と認めるもの

2 募集対象

以下のすべてを満たす方。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、山形市地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を本市に移し、住民票を異動することができる方であること。

① 条件不利地域(※1)を除く、3大都市圏内の都市地域(※2)もしくは政令指定都市に居住されている方。

(※1) 条件不利地域とは、次の(ア)～(キ)のいずれかの対象地域・指定区域を有する市町村をいう。

(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (イ) 山村振興法 (ウ) 離島振興法 (エ) 半島振興法 (オ) 奄美群島振興開発特別措置法 (カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法 (キ) 沖縄特別振興措置法

(※2) 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

② 他地域で、地域おこし協力隊として活動していた場合、地域おこし協力隊として2年以上従事し、かつ、解嘱から1年以内の方。

- (2) 概ね20歳以上55歳未満で心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
- (3) 退任後も山形市に定住する意欲のある方。
- (4) 地域おこし活動に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方。
- (5) 普通自動車運転免許(AT限定可)保有者。
- (6) パソコンの一般的な操作ができる方。(ワード、エクセル、パワーポイント等)
- (7) 山形市暴力団排除条例(平成23年市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 山形市税の滞納がないこと。

※性別は問いません。

3 募集人員

1名

4 主な活動地

山形市内（原則）

5 活動日数及び活動時間等

- (1) 原則として活動日数及び時間は、週5日、週35時間とします。
- (2) 月ごとの活動内容及び状況について、翌月5日までに農林部農政課に提出し、確認を受けることとします。（メールによる提出も可）

6 雇用形態及び期間

- (1) パートタイムの会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
- (2) 年度毎の委嘱のため、委嘱期間は委嘱の日から令和9年3月31日までとなります。
- (3) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を最長3年まで延長することができます。
- (4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。
- (5) 業務に支障がない範囲で副業を行うことも可能です（届出要）。

7 給与・賃金等

月額212,167円（初年度）

別途通勤手当（実費支給／上限あり）、賞与支給があります。

月途中の任用の場合、通勤手当は翌月からの支給となります。

※ 在職期間による割り落としあり。

※ 基本給及び賞与の月数は人事院勧告等により、変更する場合があります。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入します。災害補償の適用有。
- (2) 家賃補助金の助成有（月額最大6万円）
- (3) 活動に使う車両（燃料代を含む）は市で用意します。
- (4) 活動に必要な消耗品等の費用については、市が負担できる場合がありますので、着任中に協議のうえ予算の範囲内で支給します。
- (5) 引っ越しに係る費用は隊員負担となります。

9 応募方法

- (1) 提出書類
・履歴書（写真付） 1通
・住民票（抄本） 1通

なお、提出書類は返却いたしません。

- (2) 申込受付期間 令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで（必着）
応募書類は郵送、又は持参にて受け付けますが、随時募集・随時選考となり、募集人員に達した場合、受付を終了いたします。

(持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

- (3) 提出先 〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市役所農林部農政課 就農・経営支援係 宛

10 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査）

書類審査の上、結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、市による面接審査を実施します。

※ 詳細については、1次選考の結果通知の際にお知らせします。

※ 対面の場合は山形市役所本庁舎内にて行いますが、オンラインによる面接も可とします。

11 その他

- (1) 住民票の異動は委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象でなくなり、委嘱取り消しとなる場合があります。

- (2) 応募及び面接参加に係る経費については、応募者の自己負担とします。

- (3) 募集に関する質問は、任意形式によりファクス又はメールでのみ受付けします。電話での質問はお受けできません。回答はファクス、又はメールで致しますので、質問書にはファクス番号又はメールアドレスの記載をお願いいたします。

メールにつきましては、件名に「地域おこし協力隊質問事項」と入力の上送信してください。

12 問い合わせ先

山形市役所農林部農政課 就農・経営支援係

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL：023-641-1212（内線436）

FAX：023-624-8426

Email：nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp